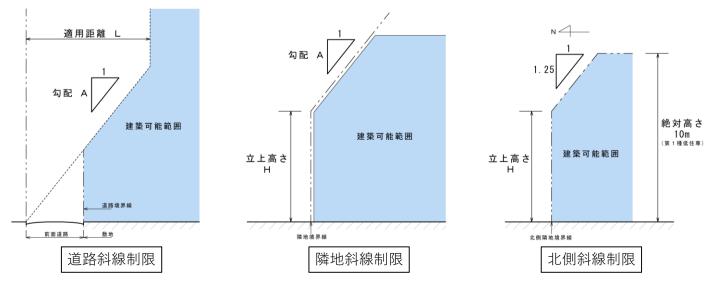
用途地域形態制限		第1種低層 住居専用	第1種中高層 住居専用 第2種中高層 住居専用	第1種住居 第2種住居 準住居	近隣商業商業		準工業 工業 工業専用	指定無し
道路斜線	容積率 (%)	100	200	200	300,400	500	200	200
	適用距離 L (m)	20	20	20	20	25	20	20
	勾配 A	1.25	1.25	1.25	1.5		1.5	1.5
隣地斜線	立上り高さH (m)		20	20	31		31	20
	勾配 A		1.25	1.25	2.5		2.5	1.25
北側斜線	立上り高さH (m)	5						
	勾配	1.25						
絶対高さ (m)		10.0						
外壁後退(m)		1.0						
日影規制	対象	軒高7m超又 は階数3以上	高さ10m超	高さ10m超				
	平均地盤面から の高さ(m)	1.5	4.0	4.0				
	日影時間 (hr)	4 , 2.5	4 , 2.5	5,3				

※第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の指定はありません。

※敷地面積の最低限度、壁面線、高度地区、特例容積率適用地区等の指定はありません。

※開発行為に伴う形態制限はこの限りではありません。詳しくは、建築対策課開発指導担当へお問い合わせください。



※上記は一般的な形態制限の図となります。敷地の状況に応じて、法第56条第2~6項、第56条の2第2~5項の適用を検討ください。